

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目 次

## ◇告示

国民健康保険法第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに計量器定期検査の実施

種畜證明書の交付  
保安林の指定の解除  
土地の用途廃止

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日が休日には、その日と同日)

国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年十月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
本 田 医 院	米子市八幡七〇三の一	昭和四十三年九月 一日
林原皮膚科泌尿器科医院	博労町四丁目三六〇	" 十六日

岡歯科医院多里診

(の二)

日野郡日南町萩原一一五五

"

## 鳥取県告示第六百六十九号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第一百四十条の規定に基づき、鳥取市の計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第一百四十三条の規定により告示する。

昭和四十三年十月四日

検査日時	鳥取県知事 石 破 二 朗
十一月 四日 午前九時三十分から午後三時三十分まで	鳥 取 市
五日	鳥取高等学校
六日	修立小学校
八日	明徳小学校

十一日  
十二日  
十三日  
十四日  
十五日  
十八日  
十九日  
二十日

八頭郡船岡町大字水口字血見谷滝ノ奥五三三の一、五三三の二、字血見谷東平五三三

富桑小学校  
鳥取鮮魚卸売市場  
醇風小学校  
遷喬小学校

- 二 保安林とし指定された目的  
千害の防備  
三 解除の理由  
指定理由の消滅

## 鳥取県告示第六百七十号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定に基づき、同法第四条第一項第一号の種畜証明書を次のとおり交付した旨の通報があつたので、同法第八条第二項の規定により告示する。

昭和四十三年十月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

番証種明書		名前	品種	月生年	産地	父	母	級別	所飼養者所住及び氏名
臨神奈川三 四、三、六 カナダ	ムラグツドリブル ランドヘヴン ボンドヘヴン ボンドヘヴン ホイルンス 四、三、六 カナダ								
リシユーム ソンリーパーク バーグエヌ	ソンリーパーク リシユーム バーグエヌ	ゾンリーパーク リシユーム バーグエヌ	ボンドヘヴ ボンドヘヴ ボンドヘヴ	一 二 三級	鳥取県東伯郡赤穂町	鳥取県東伯郡赤穂町	鳥取県東伯郡赤穂町	鳥取県東伯郡赤穂町	鳥取県東伯郡赤穂町
ムラグツドリブル ランドヘヴン ボンドヘヴン ボンドヘヴン ホイルンス 四、三、六 カナダ									

## 鳥取県告示第六百七十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年十月四日から用途廢止した。

昭和四十三年十月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面 (平方メートル)	面 (平方メートル)	用 途
米子市昭和町三八ノ一一番地先から四八ノ一一番地先まで			三六・九七	道路敷

## 鳥取県告示第六百七十三号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年十月四日から用途廢止した。

昭和四十三年十月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面 (平方メートル)	用 途
米子市旗ヶ崎字小林谷八五八ノ五番地先	二九・二五	道路敷	

解除に係る保安林の所在場所

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十三年十月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一

## 鳥取県告示第六百七十四号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年十月四日から用途廃止した。

昭和四十三年十月四日

場	鳥取県知事 石破二朗
所	面積 (平方メートル)
米子市富益町字往来西壱一、三〇番地先	四二・七五 道路敷

## 選挙管理委員会告示

## 鳥取県選挙管理委員会告示第四十六号

昭和四十三年第十二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十三年十月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

一日時 昭和四十三年十月九日 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

三 議題 明るく正しい選挙推進指導者研修会の結果について

## 鳥取県選挙管理委員会告示第四十七号

昭和四十三年八月六日執行の鳥取海区漁業調整委員会の委員の選挙における当選人の住所及び氏名は次のとおりであるので、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条第一項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百一条第二項の規定により告示する。

昭和四十三年十月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

住 所 河内増藏

鳥取県気高郡青谷町大字青谷二〇一五番地

## 教育委員会告示

## 鳥取県教育委員会告示第十七号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十三年十月四日

鳥取県教育委員会委員長 井上善一

昭和二十五年法律第百号）第一百一条第二項の規定により告示する。

昭和四十三年十月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

住 所 河内増藏

鳥取県氣高郡青谷町大字青谷二〇一五番地

一 日時 昭和四十三年十月五日 午前十時  
 二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室  
 三 議題 1 市町村教育委員会教育長の承認について  
 2 その他

### 公安委員会規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年十月四日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

### 鳥取県公安委員会規則第九号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和三十七年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「警視」を「警視正又は警視」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

### 人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年十月四日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

### 鳥取県人事委員会規則第四十三号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十号）の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の本庁の項中「給与係長」を「給与係長 能率係長」に、「給与係主事（企画に関する事務を行なうものに限る。）」を「給与係主事（企画に関する事務を行なうものに限る。） 能率係主事（企画に関する事務を行なうものに限る。）」に改め、同表の知事の事務部局の項中

境港魚市場	場長
大山農地開発調査局	局長

を

に改める。

この規則は、公布の日から施行する。